

四日市市上下水道局告示第 25 号

都市計画法（昭和 43 年法第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 26 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画、鈴鹿都市計画及び亀山都市計画下水道事業  
北勢沿岸流域下水道（南部処理区）

2 縦覧場所

四日市市堀木一丁目 3 番 18 号  
四日市市上下水道局管理部経営企画課

（上下水道局管理部経営企画課）